解散公告（第一回）

当公社は、平成二十九年八月二十三日三重県知事の認可により解散しましたので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月十五日

三重県三重郡菰野町大字潤田一二五〇番地

三重県三重郡土地開発公社

代表清算人　石原　正敬

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十九年九月四日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月十五日

大阪府大阪市中央区瓦町二丁目六番九号

大阪織物商厚生年金基金

代表清算人　小泉　重助

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年三月十二日開催の社員総会並びに山口県知事の認可により、平成二十九年八月九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月十五日

山口県下関市吉見本町一丁目三番三一号

医療法人社団慈光会

清算人　江藤　玲子

解散公告（第二回）

当社は、平成十七年三月十七日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十九年九月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月十五日

山梨県中央市上三條四六二番地

大一産業株式会社

代表清算人　植田　勇吉

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年九月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月十五日

新潟県妙高市上中二〇五番地一

財団法人盛田スポーツ振興財団

代表清算人　小島　弘

配当公告

長野県諏訪市大和一丁目二四番九

破産者　聖母の会福祉事業団株式会社

右の者に対する長野地方裁判所平成二十八年（フ）第二八号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、九五〇、三五一、四八三円

一、配当することのできる金額

金四八、七五八、七五〇円

平成二十九年九月十五日

長野県長野市妻科四二六　長野県建築士会館七階　高橋法律事務所

破産管財人　高橋　聖明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市太白区向山三丁目一六番地、最後の住所宮城県黒川郡大和町もみじケ丘一丁目二五番地の六

被相続人　亡　登米　桃代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十五日

宮城県仙台市青葉区大町一丁目一番六号第一青葉ビル四階鹿野・森田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森田　純也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県長生郡長南町水沼七七三番地、最後の住所千葉県長生郡長南町水沼七七三番地

被相続人　亡　嶋野　孝夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十五日

事務所千葉県茂原市道表六―八オフィスK二階茂原総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松本　知世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市中島四〇二七番地、最後の住所千葉県木更津市中島三八六四番地

被相続人　亡　齋藤　建

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十五日

事務所千葉県木更津市東中央二丁目四番一四号　木更津東中央ビル四階　海ほたる総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県坂井郡三国町喜宝六八番地の一、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　澁田　俊司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十五日

千葉県柏市篠籠田五三二番地六

相続財産管理人　司法書士　石川　貴之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県羽生市大字本川俣一八一九番地、最後の住所東京都杉並区成田東五丁目四二番一三号阿佐ヶ谷サウスウィング二〇二

被相続人　亡　大久保卓朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十五日

事務所東京都中野区南台五―二七―三二秋元ビル八階八〇二慶福法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金子　玄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県加賀市大聖寺敷地二四の一三番地二、最後の住所東京都渋谷区笹塚一丁目五五番六号トーシンフェニックス笹塚駅前弐番館五〇七

被相続人　亡　佐藤　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十五日

東京都港区虎ノ門一丁目一五番一一号第二名和ビル四階村木政之法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村木　政之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市神奈川区入江一丁目三三番地、最後の住所横浜市神奈川区子安通一丁目七四番地

被相続人　亡　澤本アキ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十五日

横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル二階

相続財産管理人　弁護士　深澤　詩子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市西区戸部町三丁目九四番地、最後の住所横浜市西区平沼一丁目四〇番一七―六一三号

被相続人　亡　堀込　力

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月十五日

横浜市中区本町二丁目一九番地弁護士ビル九階　伊藤正一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊藤　正一

第25期決算公告　平成29年9月14日

埼玉県比企郡滑川町都25番地21

株式会社新生

代表取締役　花坂　宏之

貸借対照表の要旨（平成29年6月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	108,908
	固定資産	819,924
	資産合計	928,832
負債及び純資産の部	流動負債	656,889
	固定負債	146,210
	株主資本	125,748
	資本金	75,000
	資本剰余金	65,000
	資本準備金	65,000
	利益剰余金	△14,251
	その他利益剰余金	△14,251
	（うち当期純損失）	（16,940）
	評価・換算差額等	△15
	負債・純資産合計	928,832